

青森県肝炎総合対策(素案)
—新旧対照表—

番号	青森県肝炎総合対策(改正案)	青森県肝炎総合対策(現行)
1	<p>青森県肝炎総合対策 平成26年3月 目次 肝炎総合対策策定の趣旨 青森県における現状 これまでの取組</p> <p>第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向 第2 肝炎の予防のための施策 第3 肝炎検査の実施体制の充実 第4 肝炎医療を提供する体制の確保 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成 第6 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重 第7 その他肝炎対策の推進に関する重要事項</p>	<p>青森県肝炎総合対策 平成26年3月 目次 肝炎総合対策策定の趣旨 青森県における現状 これまでの取組</p> <p>第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向 第2 肝炎の予防のための施策 第3 肝炎検査の実施体制の充実 第4 肝炎医療を提供する体制の確保 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成 第6 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重 第7 その他肝炎対策の推進に関する重要事項</p>
2	<p>肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様です。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス(以下「肝炎ウイルス」という。)感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めており、国内最大の感染症であるといわれていることから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっています。</p>	<p>肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様です。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス(以下「肝炎ウイルス」という。)感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めており、国内最大の感染症であるといわれていることから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっています。</p>
3	<p>国は、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策として、平成14年度以降、C型肝炎等緊急総合対策を実施し、平成19年度には、都道府県に対し、肝疾患診療連携拠点病院(以下「拠点病院」という。)の整備について要請する等の取組を進めてきました。</p>	<p>国は、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策として、平成14年度以降、C型肝炎等緊急総合対策を実施し、平成19年度には、都道府県に対し、肝疾患診療連携拠点病院(以下「拠点病院」という。)の整備について要請する等の取組を進めてきました。</p>
4	<p>その後、平成20年度から、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発並びに肝炎に係る研究の推進の5本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきました。</p>	<p>その後、平成20年度から、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発並びに肝炎に係る研究の推進の5本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきました。</p>
5	<p>本県においても、国の対策に基づき、平成20年度から肝炎ウイルス検査事業及び肝炎治療医療費助成事業を実施するとともに、肝疾患診療ネットワークを構築し診療体制づくりに取り組んできました。</p> <p>このため、平成22年3月には本県における肝炎対策の基本方針として「青森県肝炎総合対策」を策定し、関係機関と協働した体制の充実・強化を推進してきました。</p>	<p>本県においても、国の対策に基づき、平成20年度から肝炎ウイルス検査事業及び肝炎治療医療費助成事業を実施するとともに、肝疾患診療ネットワークを構築し診療体制づくりに取り組んできました。</p> <p>このため、平成22年3月には本県における肝炎対策の基本方針として「青森県肝炎総合対策」を策定し、関係機関と協働した体制の強化充実を推進してきました。</p>
6	<p>しかしながら、最近では、C型肝炎の治療が進展し、患者支援が充実されてきた一方で、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されること、職域での検診等利便性に配慮した検査体制が不十分こと、肝炎ウイルスの感染経路や肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する県民の認識が十分でないこと、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数にのぼることに加え、一部では、肝炎ウイルスに持続感染している者(ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。)に対する不当な差別が存在することが指摘されるなど、多くの課題が残っています。このような状況を改善し、国と足並みを揃え体制の充実・強化を図るためには、市町村、職域、医療機関などの関係機関と一層の連携強化を進める必要があります。</p>	<p>しかしながら、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されること、また、肝炎ウイルスの感染経路や肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する県民の認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎ウイルスに持続感染している者(ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。)に対する不当な差別が存在することが指摘されるなど、多くの課題が残っています。このような状況を改善し、国と足並みを揃え体制の強化充実を図るためには、市町村、医療機関などの関係機関と一層の連携強化を進める必要があります。</p>

番号	青森県肝炎総合対策(改正案)	青森県肝炎総合対策(現行)
7	本総合対策は、今後の本県における肝炎対策の取り組むべき方向性を明確にすることを目的として策定しているものであり、平成28年6月に国から示された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえ、本県の肝炎総合対策の見直しを図るものです。	本総合対策は、今後の本県における肝炎対策の取り組むべき方向性を明確にすることを目的として策定しているものであり、平成23年5月に国から示された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえ、本県の肝炎総合対策の見直しを図るものです。
8	2 総合対策の位置づけ	2 総合対策の位置づけ
9	本総合対策は、「肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)」及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成23年5月16日厚生労働省告示第160号)」の趣旨を踏まえ、計画期間内に県が取り組むべき施策を示すものです。	本総合対策は、「肝炎対策基本法(平成21年法律第97号)」及び「肝炎対策の推進に関する基本的な指針(平成23年5月16日厚生労働省告示第160号)」の趣旨を踏まえ、計画期間内に県が取り組むべき施策を示すものです。
10	3 総合対策の計画期間	3 総合対策の計画期間
11	平成30年度から35年度までの6年間を本総合対策の計画期間とします。ただし、必要があるときは、6年を経過する前でも見直します。	平成26年度から29年度までの4年間を本総合対策の計画期間とします。ただし、必要があるときは、4年を経過する前でも見直します。
12	1 青森県における現状	1 青森県における現状
13	(1)肝疾患による死亡状況 本県の肝疾患による死亡状況は、次のとおりです。 (データを掲載)…別添	(1)肝疾患による死亡状況 本県の肝疾患による死亡状況は、次のとおりです。 (データを掲載)…別添
14	(2)肝及び肝内胆管の悪性新生物による死亡状況 本県の肝及び肝内胆管の悪性新生物による死亡状況は、次のとおりです。 (データを掲載)…別添	(2)肝及び肝内胆管の悪性新生物による死亡状況 本県の肝及び肝内胆管の悪性新生物による死亡状況は、次のとおりです。 (データを掲載)…別添
15	2 これまでの取組	2 これまでの取組
16	(1)肝炎ウイルス検査事業 県では、平成19年10月から県保健所で肝炎ウイルス検査事業を、また平成20年5月からは県内医療機関に委託(平成28年9月現在170カ所)して緊急肝炎ウイルス検査事業を実施しています。 なお、中核市である青森市及び八戸市においても、市が委託した医療機関において同様に検査事業を実施しているほか、他の市町村では、健康増進事業の中で実施しています。(P〇を参照) 表3 (データを掲載)…別添	(1)肝炎ウイルス検査事業 県では、平成19年10月から県保健所で肝炎ウイルス検査事業を、また平成20年5月からは県内医療機関に委託(平成26年2月現在143カ所)して緊急肝炎ウイルス検査事業を実施しています。 なお、中核市である青森市においても、市が委託した医療機関において同様に検査事業を実施しているほか、他の市町村では、健康増進事業の中で実施しています。(P15を参照) 表3 (データを掲載)…別添
17	(2)職域肝炎ウイルス検査費助成事業 肝炎ウイルス検査については、県や市町村において、職域を含めた一般県民を対象に広く検査事業を実施していますが、医療機関に向いて検査を受ける手間等があり、件数が伸び悩んでいる課題があり、職域で行っている定期健診等と併せて行っている肝炎ウイルス検査の費用について県が助成することで、受診機会の拡充と負担軽減を図っています。	(新設)

番号	青森県肝炎総合対策(改正案)	青森県肝炎総合対策(現行)
18	<p>(3)初回精密検査費・定期検査費助成(ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業) 県では、自治体を実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者で、自治体を実施する陽性フォローアップ事業に同意された者を対象に初回の精密検査費用の助成を平成27年度から行っています。 また、平成28年度からは、肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者の定期検査費用について助成を行っています。</p>	(新設)
19	<p>(4)肝炎治療に対する医療費助成(肝炎治療特別促進事業) 県では、平成20年度からB型及びC型ウイルス性肝炎の治療促進のため、肝炎治療特別促進事業により医療費の助成を行っています。</p> <p>表4(データを掲載)…別添</p>	<p>(2)肝炎治療に対する医療費助成(肝炎治療特別促進事業) 県では、平成20年度からB型及びC型ウイルス性肝炎の治療促進のため、肝炎治療特別促進事業により医療費の助成を行っています。</p> <p>表4(データを掲載)…別添</p>
20	<p>(5)相談・支援体制 県では、肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けることができる体制を整備するため、平成21年11月に肝疾患に関する専門的な治療が可能である医療機関(以下「専門医療機関」という。)として各圏域に1つ以上の医療機関を指定するとともに、その中でも中心的な役割を果たす弘前大学医学部附属病院を「肝疾患診療連携拠点病院(以下「拠点病院」いう。)」に指定し、かかりつけ医も含めた肝疾患診療ネットワーク(P〇～P〇参照)を推進しています。 また、拠点病院は「肝疾患相談センター」を設置し、患者等からの相談に応じる体制が整備されています。</p>	<p>(3)相談・支援体制 県では、肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けることができる体制を整備するため、平成21年11月に肝疾患に関する専門的な治療が可能である医療機関として各圏域に1つ以上の医療機関を指定するとともに、その中でも中心的な役割を果たす医療機関を「肝疾患診療連携拠点病院」に指定し、かかりつけ医も含めた肝疾患診療ネットワーク(P17～P18参照)を推進しています。 また、拠点病院は「肝疾患相談センター」を設置し、患者等からの相談に応じる体制が整備されています。</p>
21	<p>(6)医療連携体制 県では、適切な肝炎治療が行われるよう、拠点病院に「肝疾患診療連携拠点病院等協議会」を設置し、かかりつけ医と専門医との連携の在り方等について検討を行っています。</p>	<p>(4)医療連携体制 県では、適切な肝炎治療が行われるよう、拠点病院に「肝疾患診療連携拠点病院等協議会」を設置し、かかりつけ医と専門医との連携の在り方等について検討を行っています。</p>
22	<p>(7)人材育成 県では、平成22年度に健康相談や健診を担当する保健関係者を対象とした研修会を開催した他、平成24年度からは拠点病院において看護師等医療従事者を対象とした研修会を開催しています。</p>	<p>(5)人材育成 県では、平成22年度に健康相談や健診を担当する保健関係者を対象とした研修会を開催した他、平成24年度からは拠点病院において看護師等医療従事者を対象とした研修会を開催しています。</p>
23	<p>(8)普及啓発活動 県では、肝炎の正しい知識の普及や検査の受診勧奨のため、県ホームページ掲載やリーフレットの配付のほか、「世界肝炎デー」や「肝臓週間」に合わせたラジオ広報などにより普及啓発に取り組んでいます。 また、平成24年度からは一般県民を対象に、県民公開講座を開催しています。</p>	<p>(6)普及啓発活動 県では、肝炎の正しい知識の普及や検査の受診勧奨のため、県ホームページ掲載やリーフレットの配付のほか、「世界肝炎デー」や「肝臓週間」に合わせたラジオ広報などにより普及啓発に取り組んでいます。 また、平成24年度からは一般県民を対象に、県民公開講座を開催しています。</p>
24	<p>(9)肝炎対策協議会 県では、肝炎対策を総合的に推進するため、拠点病院や専門医療機関、関係団体、患者の代表等からなる「青森県肝炎対策協議会」を設置し、肝炎対策の総合的な推進に関する事項について検討しています。</p>	<p>(7)肝炎対策協議会 県では、肝炎対策を総合的に推進するため、拠点病院や専門医療機関、関係団体、患者の代表等9名の委員からなる「青森県肝炎対策協議会」を設置し、相談支援体制や人材育成に関すること等について検討しています。</p>

番号	青森県肝炎総合対策(改正案)	青森県肝炎総合対策(現行)
25	第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向	第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
26	<p>(1)基本的な考え方 肝炎(B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。)は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあります。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要です。</p> <p>従って、県は、市町村、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変又は肝がんへの移行者の減を目標とします。しかしながら、移行者を把握することができないため、県が把握できる指標として、罹患率と死亡率がありますが、速やかに把握できる死亡率(肝がん、肝硬変及びウイルス肝炎)を指標に設定します。</p>	<p>(1)基本的な考え方 肝炎(B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。)は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがあります。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要です。</p>
27	<p>また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた県民の視点に立ち、県民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めることが重要です。</p> <p>なお、県が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直し検討することが重要です。</p>	<p>また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた県民の視点に立ち、県民の理解、協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が連携して対策を進めることが重要です。</p>
28	<p>(2)肝炎ウイルス検査の更なる促進 肝炎ウイルス検査を受けた事がない人が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながる事が重要です。このため、全ての県民が、少なくとも生涯に一回は肝炎ウイルス検査を受検する体制を整備するとともに市町村による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者の早期かつ適切な受診を促すためのフォローアップ体制の整備にも併せて取り組んでいくことが必要です。</p>	<p>(2)肝炎ウイルス検査の更なる促進 全ての県民が、少なくとも生涯に一回は肝炎ウイルス検査を受検する体制を整備します。</p>
29	<p>(3)適切な肝炎医療の推進 肝臓専門医が少ない本県の状況をふまえ、拠点病院、専門医療機関、かかりつけ医と協働し、肝疾患診療体制を整備充実します。</p>	<p>(3)適切な肝炎医療の推進 肝臓専門医が少ない本県の状況をふまえ、かかりつけ医を含めた肝疾患診療体制を整備充実します。</p>
30	<p>(4)肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発 県民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持ち、肝炎患者等に対する不当な差別を解消できるよう普及啓発に取り組めます。</p>	<p>(4)肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発 県民一人一人が自らの肝炎ウイルスの感染の有無を把握し、肝炎についての正しい知識を持ち、肝炎患者等に対する不当な差別を解消できるよう普及啓発に取り組めます。</p>
31	<p>(5)肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実 不安や精神的負担の軽減に資するため、相談支援やわかりやすい情報提供をすすめます。</p>	<p>(5)肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実 不安や精神的負担の軽減に資するため、相談支援やわかりやすい情報提供をすすめます。</p>